

平成30年度実地指導（在宅）で指摘した不適切事例（◆上のうち昨年度指摘のなかった事例）

サービス種別 （介護予防 サービスを 含む）	項目	不適切な事例	居宅介護サービス事業等の手引き 該当ページ						
			訪問 介護	訪問 入浴	訪問 看護	訪問 リハ	通所 介護	通所 リハ	福祉 用具
全サービス 共通	人員基準	◇必要な職種について、必要な人数を配置していない。	5～18	5～8	4～9	5	5～18	5～12	6～10
		◇管理者が、同一敷地内にある他事業所の業務を兼務している場合のそれぞれの勤務時間を月ごとに明確にしていない。 〔訪問リハ・通所リハを除く〕	5・12～ 13	5・6	4・6	—	5・13	—	6・8
	内容及び手続の説明と同意 （重要事項説明書）	◇重要事項説明書に記載すべき内容（各職種の員数、利用者同意欄等）の一部を記載していない。	21	11	13	8	23	17	14
		◇重要事項説明書の内容と運営規程で定めた内容が一致していない。							
		◇重要事項説明書の記載内容（介護報酬等）に誤りがある。							
		◇重要事項説明書の作成・保管が不十分である。							
	◇重要事項説明書の内容に変更が生じたのにも関わらず、変更内容について利用者等へ説明を行い、同意を得ていない。	※	※	※	※				
	◆介護予防訪問介護、介護予防通所介護の記載が残っている。（平成30年3月31日に新しい総合事業に完全移行）								
◆第三者評価の実施状況が記載されていない。【H30改正】									
受給資格等の確認	◇被保険者証による被保険者資格等の確認を行っていない。	25	13	15	10	25	19	16	
保険外サービス〔居宅介護支援を除く〕	◇介護保険外のサービスについて、当該事業の目的、運営方針、利用料等が運営規程と別に作成されていない。	30	18	20	16	30	24	22・23	
指定居宅サービス等の取扱方針 （サービスの質の評価）	◇自己評価の取り組みを行っていない。 ◇自己評価の結果に基づく改善を行っていない。	35	23・24	25	21～24	38	31～33	29	
運営規程	◇運営規定の作成がない、または不十分である（キャンセル料等について記載がない） ◇運営規程で定めている内容（営業日、営業時間、従業員の員数、取扱種目（福祉用具貸与）、消毒方法（福祉用具貸与）等）が実態と合っていない。	41	27	40	34	43・44	38・39	44～48	
勤務体制の確保等 （勤務体制の確保）	◇月ごとの勤務表を作成していない。 ◇従業員の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしていない。 ◇併設の他事業と兼務する職員がいる場合に、勤務実績が事業所ごとに区分されて管理されていない。	43	28	41	35	45	39	49	

サービス種別 (介護予防 サービスを 含む)	項目	不適切な事例	居宅介護サービス事業等の手引き 該当ページ						
			訪問 介護	訪問 入浴	訪問 看護	訪問 リハ	通所 介護	通所 リハ	福祉 用具
全サービス 共通	勤務体制の確保等 (職員の資質の向上)	◇研修の機会が計画的に確保されていない。	43	28	41	35	45	39	49
	掲示	◇重要事項を(利用者の見やすい場所に)掲示していない。 ◇重要事項の掲示内容が実態と合っていない。	44	29	42	36	48	43	53
	秘密保持等 (秘密保持)	◇従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていない(取り決めがされていない)。	45	30	43	37	49	44	54
	(個人情報利用の同意)	◇個人情報を用いる場合の利用者の家族の同意を得ていない(個人情報の同意書に家族の記載欄を設けていない)。 ◇個人情報の同意書について、利用者の家族の個人情報を用いる旨を明確にしている。							54
	広告〔訪問リハ・ 通所リハを除く〕	◇ホームページ等において、事業所の住所に誤りがあり、利用者に誤解を生じさせる恐れのある表記をしている。	46	31	44	—	50	—	55
	苦情処理	◇利用者及びその家族からの苦情の内容を記録していない。 ◇苦情対応及び記録等の方法が具体的に定められていない。	47・48	32・33	45・46	38・39	51・52	45・46	56・57
	会計の区分	◇介護保険のサービスと介護保険外のサービスの会計を区分していない。	51	36	48	42	55	48	60
	記録の整備	◇必要な記録(従業者、設備、備品、会計)を整備していない。 ◇利用者に対する指定居宅サービス(居宅介護支援)の提供に関する記録を、完結の日から2年間保存していない。	52	36	48	42	55	49	61
	介護給付費算定に係る体制 等に関する届出(加算届)	◇加算を算定しない場合の届出が、適切に行われていない。	143・ 144	70	103	96	143	188・ 189	85
	変更届	◇介護保険法で定める事項(建物の構造、専用区画、運営規程等)に変更があったにも関わらず、変更の届出を行っていない。	163	81	117	107	172	206	92
◇運営規程中の従業者の職種員数の変更を毎年4月に確認していない。									
業務管理体制	代表者、法令遵守責任者に変更があったにも関わらず、変更の届出を行っていない。(法人ごとの届出に留意)	181	100	136	105	192	—	110	
	◆法人の所在地に変更があったにも関わらず、変更の届出を行っていない。(法人ごとの届出に留意)	182	101	137	106	193	—	111	

サービス種別 (介護予防 サービス を含む)	項目	不適切な事例	居宅介護サービス事業等の手引き 該当ページ						
			訪問 介護	訪問 入浴	訪問 看護	訪問 リハ	通所 介護	通所 リハ	福祉 用具
居宅サービス 共通	居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供	◇居宅サービス計画を入手せずに（十分に内容を確認せずに）、サービス提供を行っていた。	28	16	18	13	28	22	19
	サービスの提供の記録	◇提供した具体的なサービス内容の記録を行っていない。	29	17	19	15	29	23	21
	利用料等の受領 (領収証の交付)	◇一部の利用者に対して、領収証を交付していない。	30	18	20	16	30	24	22・23
	(医療費控除) 〔福祉用具貸与・販売を 除く〕	◇医療費控除対象となるサービスを利用している利用者に対する領収証に医療費控除対象額を記載していない。	30～32	18～20	20～21	17～18	30・31	25～28	—
	個別サービス計画の作成 〔訪問入浴を除く〕	◇個別サービス計画を作成していない。  ◇個別サービス計画の内容（計画期間等）が、居宅サービス計画に沿ったものとなっていない。  ◇個別サービス計画に記載された目標や当該目標を達成するための具体的なサービス内容等が居宅サービス計画に記載されている内容と全く同一の内容となっている。  ◇個別サービス計画を作成するにあたり、利用者についてのアセスメント（の記録）を行っていない。  ◇個別サービス計画について、利用者の同意を得ていない（得たことが確認できない）。  ◇個別サービス計画について、サービス提供開始後に作成している（利用者の同意を得ている）。  ◇個別サービス計画について、必要な事項の一部（目標等）を記載していない。  ◇個別サービス計画の実施状況や評価について、利用者又は家族へ説明していない（説明したことが確認できない）。  ◇提供するサービス内容を変更したにも関わらず、個別サービス計画を変更していない。	36・37	—	28～30	25～27	40・41	34・35	33・34

サービス種別 (介護予防 サービスを 含む)	項 目	不適切な事例	居宅介護サービス事業等の手引き 該当ページ						
			訪問 介護	訪問 入浴	訪問 看護	訪問 リハ	通所 介護	通所 リハ	福祉 用具
居宅サービス 共通	指定介護予防サービスの具 体的取扱方針 〔介護予防訪問入浴を除く〕	◇介護予防個別サービス計画の作成にあたり、利用者の同意 を得ていない。 ◇介護予防個別サービス計画について、必要な事項の一部 (サービスの提供を行う期間等)を記載していない。 ◇介護予防個別サービス計画の実施状況の把握(モニタリン グ)の結果を記録していない。 ◇介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者へ介 護予防個別サービス計画の実施状況の把握(モニタリング) の結果を報告していない。 ◇介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者 に対する1月に1回以上の利用者の状態等の報告を行って いない。	—	—	51~53	28~32	56~58	50~54	36~42
	介護職員処遇改善加算 〔該当サービスのみ〕	◇介護職員処遇改善計画について、職員への周知を十分に 行っていない。 ◇介護職員の資質向上支援計画の策定及び当該計画に基づく 研修の実施が適切に実施されていない	127~ 140	54~67	—	—	128~ 140	176~ 187	—
通所系サービ ス〔通所介 護・通所リハ ビリテーショ ン〕	非常災害対策	◇消防計画及び風水害・地震等についての対処計画を作成し ていない。 ◇消防計画等で定めたとおりの訓練を実施していない。 ◇事業所が土砂災害警戒区域内又は浸水想定区域内等に該当 するか確認を行っていない。 ◇事業所が土砂災害警戒区域内又は浸水想定区域内等に所在 するにも関わらずこれらに対処する計画を作成していない。 ◇作成した計画について、緊急時の体制(連絡体制、避難誘 導体制)等、必要な事項が含まれていない。	—	—	—	—	45・46	40・41	—
	中重度者ケア体制加算	◇プログラムが作成されていない。 ◇算定時の人員基準を確認していない。	—	—	—	—	85~89	162~ 167	—
	運動器機能向上加算	◇運動器機能向上計画について、サービス提供開始後に利用 者の同意を得ている。 ◇利用者のニーズを達成するための目標について、長期と短 期に分けて設定していない。 ◇概ね1月ごとのモニタリングがされていない。 ◇計画期間終了時に継続可否の判断がされていない。 ◇運動器機能向上計画について、長期目標・短期目標、実施 頻度、1回当たりの実施時間等を記載していない。	—	—	—	—	100~ 103	134~ 137	—

サービス種別 (介護予防 サービス を含む)	項 目	不適切な事例	居宅介護サービス事業等の手引き 該当ページ						
			訪問 介護	訪問 入浴	訪問 看護	訪問 リハ	通所 介護	通所 リハ	福祉 用具
通所系サービス〔通所介護・通所リハビリテーション〕	口腔機能向上加算	<p>◇サービス提供開始後3月の評価を行っていない。</p> <p>◇計画期間終了時に継続可否の判断がされていない。</p> <p>◇口腔機能が向上しているにもかかわらず、3月を超えて算定している。</p> <p>◇口腔機能改善管理指導計画について、記載内容が不十分である。</p> <p>◇多職種で共同作成したことが不明確である。</p>	—	—	—	—	116～ 120	147～ 151	—
訪問介護	サービス提供責任者の配置	◇サービス提供責任者について、当該事業所の管理者との兼務は可能だが、それに加えて併設事業所の管理者は兼務はできないが、勤務実態として兼務していると疑われる実態があった。	5～12	—	—	—	—	—	—
	緊急時訪問介護加算	◆緊急時訪問を2時間以内に2回行った場合に、誤って所要時間を合算していた。	118	—	—	—	—	—	—
	生活援助中心型の算定	◇居宅介護支援事業所から入手した居宅サービス計画に生活援助中心型の算定理由の記載がなかった。	73・74	—	—	—	—	—	—
	サービスの提供の記録	<p>◇身体介護と生活援助が混在するサービスの提供にあたって、サービス提供記録にそれぞれの提供時間を記載していない。</p> <p>◇サービス提供記録に提供した具体的なサービスの内容を記録していない。</p> <p>◇サービス提供記録に利用者の心身の状況を記録していない。</p> <p>◇併設の有料老人ホームのサービスを含めた記録となっており、居宅サービス部分の記録が不明確である。</p>	29	—	—	—	—	—	—
	2人の訪問介護員等による場合〔訪問介護〕	<p>◇居宅サービス計画に記載のないまま、訪問介護計画に位置付けサービスを提供していた。</p> <p>◇利用者やその家族の同意について記録していない。</p> <p>◇厚生労働大臣が定める要件を満たしていることについて十分な記録を行っていない。</p>	95・96	—	—	—	—	—	—

サービス種別 (介護予防 サービス を含む)	項 目	不適切な事例	居宅介護サービス事業等の手引き 該当ページ						
			訪問 介護	訪問 入浴	訪問 看護	訪問 リハ	通所 介護	通所 リハ	福祉 用具
特定事業所加算 〔訪問介護〕	生活機能向上連携加算	◇訪問介護員ごとの研修計画を作成していない。 ◇研修計画を実施したことが確認できる記録がない。 ◇サービス提供責任者から訪問介護員等への文書による伝達を行っていない。 ◇サービス提供責任者から訪問介護員等への文書等による伝達及びサービス提供終了後の報告の内容について記録していない。 ◇人材要件において、前年度の1月あたりの実績が求められている場合に、新しい年度になった際に前年度の実績で要件を満たすか確認されていない。	98~110	—	—	—	—	—	—
	緊急時訪問介護加算 〔訪問介護〕	◇利用者・家族等から要請のあった時間、要請の内容、当該訪問介護の提供時刻及び緊急時訪問介護加算の対象である旨等の記録を行っていない。	118・ 119	—	—	—	—	—	—
	初回加算	◇サービス提供責任者が同行訪問した旨の記録を行っていない。 ◇サービス提供責任者による訪問又は同行訪問を行っていないのに、算定していた。	120	—	—	—	—	—	—
	訪問看護	◇20分未満の訪問看護が、短時間かつ頻回な医療処置等が必要な利用者に対し、20分以上の保健師又は看護師による訪問看護を週一回以上含む計画になっていない。			60				
訪問看護	初回加算	◆過去2月間に医療保険の訪問看護を受けていたにも関わらず、算定していた。			90				
	緊急時訪問看護加算	◆1回目の緊急時訪問について、早朝・夜間、深夜加算は算定できない(2回目以降のみ可)にも関わらず算定していた。			82				
	複数名訪問看護加算	◇当該加算を算定するにあたり、理由が明記されていない			76・77				

サービス種別 (介護予防 サービス を含む)	項目	不適切な事例	居宅介護サービス事業等の手引き 該当ページ						
			訪問 介護	訪問 入浴	訪問 看護	訪問 リハ	通所 介護	通所 リハ	福祉 用具
	ターミナルケア加算	◇利用者又は家族に対して、加算の説明・同意の記録が不十分である。  ◇ターミナルの判断が主治の医師との連携のもとにされていたか不明確であった	-	-	87~89	-	-	-	-
	サービス提供体制強化加算	◇利用者に関する情報等についての伝達、従業者の技術指導を目的とした会議の概要を記録していない。	-	-	98	-	-	-	-
通所介護	設備基準	◇食堂及び機能訓練室について、必要面積を確保していない。	-	-	-	-	19~21	-	-
	定員超過	◇定員を超過して利用者を受け入れている日がある。	-	-	-	-	43	-	-
	通所介護費の事業所規模区分	◇前年度実績による平均利用延人員数の算定を適切に行っていない。	-	-	-	-	63~69	-	-
	通所介護計画の作成	◇事業所のサービス提供時間と異なる時間帯でサービス提供を行っている。  ◇提供回数や曜日が記載されていない。	-	-	-	-	40・41	-	-
	人員欠如減算	◇看護職員について人員基準を満たしていない状態でありながら、人員基準欠如減算として算定していない。	-	-	-	-	78・79	-	-
	入浴介助加算 〔通所介護〕	◇入浴を実施していなかった日に算定している。	-	-	-	-	84	-	-
	個別機能訓練加算 〔通所介護〕	◇個別機能訓練計画に実施時間を記載していない。(Ⅰ、Ⅱ共通)  ◇訓練の実施時間及び具体的な訓練内容を記録していない。(Ⅰ、Ⅱ共通)  ◇利用者のADL及びIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更を適切に行っていない。(Ⅰ、Ⅱ共通)  ◇個別機能訓練計画で定めるべき内容を記載していない。(Ⅰ、Ⅱ共通)	-	-	-	-	93~101	-	-
個別機能訓練加算 〔通所介護〕	◇評価の内容が不十分である。(Ⅰ、Ⅱ共通)  ◇利用者又は家族に対する個別機能訓練計画の内容、評価の説明の記録を行っていない。(Ⅰ、Ⅱ共通)  ◇サービス提供開始後に個別機能訓練計画の内容を利用者又は家族へ説明している。(Ⅰ、Ⅱ共通)  ◇居宅訪問の記録がない。(Ⅰ、Ⅱ共通)	-	-	-	-	93~101	-	-	

サービス種別 (介護予防 サービスを 含む)	項 目	不適切な事例	居宅介護サービス事業等の手引き 該当ページ							
			訪問 介護	訪問 入浴	訪問 看護	訪問 リハ	通所 介護	通所 リハ	福祉 用具	
通所介護		◇機能訓練指導員をサービス提供時間帯を通じて配置していない。(Ⅰ) ◇生活機能の維持・向上を図るという目的の理解が不十分である。(Ⅱ)								
	認知症加算	◇プログラムが作成されていない。 ◇算定時の人員基準を確認していない。	—	—	—	—	106～108	—	—	
	サービス提供体制強化加算	◇人員欠如減算に該当するのにも関わらず、算定している。(Ⅰ～Ⅱ共通) ◇職員の割合の算出について、前年度の平均を用いた確認を行っていない。(Ⅰ～Ⅱ共通) ◇職員の割合の算出について、適切な時期に行っていない。(Ⅰ～Ⅱ共通)	—	—	—	—	125～127	—	—	
	生活機能向上グループ加算	◇到達目標及び短期目標が明確に設定されていない。 ◇サービス提供開始後3月の評価を行っていない。	—	—	—	—	116～120	—	—	
通所リハビリテーション	理学療法士等体制強化加算	◇利用者の都合により通所リハビリテーションの実施時間が2時間未満になった場合において算定している	—	—	—	—	—	94	—	
	リハビリテーションマネジメント加算	◇リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していることの記録がない	—	—	—	—	—	56～80 109～121	—	
	運動器機能向上加算	期間終了後、介護予防支援事業者と連携を図らずに引き続き算定している	—	—	—	—	—	134	—	
	社会参加支援加算	通所リハビリ終了者への確認の記録が不明確である	—	—	—	—	—	168～172	—	
福祉用具 貸与・販売	保険外サービス(再掲)	◇介護保険外のサービスについて、当該事業の目的、運営方針、利用料等が運営規程と別に作成されていない。	—	—	—	—	—	—	22・23	
	利用者への説明と同意	指定福祉用具貸与の提供にあたり、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者提供していない。【H30改正】	—	—	—	—	—	—	—	
	指定福祉用具貸与等の具体的取扱方針	◇貸与、販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関する点検を行ったことが確認できない(記録していない)。	—	—	—	—	—	—	30～32	
	福祉用具貸与計画・特定福祉用具販売計画の作成	◇福祉用具貸与(販売)計画について、特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成していない。								



サービス種別 (介護予防 サービスを 含む)	項 目	不適切な事例	居宅介護サービス事業等の手引き 該当ページ						
			訪問 介護	訪問 入浴	訪問 看護	訪問 リハ	通所 介護	通所 リハ	福祉 用具
		◇福祉用具貸与（販売）計画の作成にあたって行った利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境の把握（アセスメント）の記録を行っていない。 ◇福祉用具貸与（販売）計画の実施状況の把握（モニタリング）を行っていない（記録がなく）。 ◇福祉用具貸与（販売）計画の目標について、個別具体的に設定していない。 ◇福祉用具貸与（販売）計画について、利用者又は家族の同意を得ていない。	—	—	—	—	—	—	33～35
	衛生管理等	◇消毒・保管業務を他の事業者に委託した場合にも、業務の委託状況を定期的に確認し、その結果等を記録すること。	—	—	—	—	—	—	50・51